

公益財団法人瑞鳳殿 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益財団法人瑞鳳殿（以下、財団という）定款第13条及び第29条の規程に基づき、本財団の役員及び評議員に対する報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員等報酬

(支給金額)

第3条 役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、理事会の承認を得て報酬を支給する。
 - (1) 常勤役員には、一人当たり年額6百万円を超えない範囲で報酬を支給する。
 - (2) 常勤役員には、本財団の事務職員に係る給与規程に準じ通勤手当を支給する。
 - (3) 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
 - (4) 常勤役員には、その任期に応じて別表に規定する退職慰労金を支給することができる。ただし、仙台市を退職して常勤理事となった者に対しては退職慰労金を支給しない。
- 3 非常勤役員には、会議等への出席に応じて1回当たり1万1千9百円を支給する。ただし、宮城県職員及び仙台市職員である非常勤役員には、これを支給しない。
- 4 評議員については、評議員会への出席に応じて1回当たり1万1千9百円を支給する。ただし、宮城県職員及び仙台市職員である評議員には、これを支給しない。

(支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、月額で設定し、職員給与の支給日に支給する。ただし、支給日当日が指定金融機関の休業日に当たる時は、その日前において最も近い指定金融機関

の休業日でない日とする。

- 2 常勤役員が、月の途中で退任する場合には、日割り計算せず1カ月分を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第3章 役員等に対する費用その他の支払い

(費用)

第5条 役員等が、その職務遂行にあたって費用を負担した金額を支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程を変更する場合には、評議員会の決議を経なければならない。

(適用)

- 2 この規程は本財団が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。

附則 (令和8年6月12日改正)

- 1 この規程は、令和8年6月12日から施行する。

別表

退職慰労金支給額

$$\frac{\text{最終在職時の年俸} \times 1}{12} \times \text{在職月数}$$

ただし、在職月数は当初就任日より起算して50ヶ月を上限とする